

令和3年度 第1回 山口南警察署協議会会議録

開催日時	令和3年5月14日（金） 午後3時から午後4時45分までの間	
開催場所	山口南警察署講堂	
出席者	委員	古谷雅之会長、上野敦子副会長、山下美代子、西村清和、 上野知一、伊藤瑞生、原田茂樹、仙石愛子 計8名
	警察署	署長、副署長、警務課長 計3名
議題	1 業務説明 2 高齢者の交通事故抑止に向けた今後の取組	
<p>1 会長挨拶</p> <p>本日はお忙しい中、本年度第1回目の山口南警察署協議会にご出席いただき、感謝申し上げます。</p> <p>1年3か月ぶりの開催となるが、こうして元気に皆様とお会いできて、本当に嬉しく思う。</p> <p>本日は久しぶりの警察署協議会ということもあり、山口南警察署協議会の会長として、今一度協議会の位置付けについて整理しておきたい。</p> <p>私たち協議会委員は、住民の代表として署長からさまざまな説明を受ける立場にあることから、警察署の業務内容等をよく理解することが肝要であり、その上でより良い警察活動につながるよう意見を伝え、協力していくことが必要ではないかと考える。したがって、警察署協議会の役割は、批判や苦言を言うばかりでなく、警察署をより良くしていくためにはどうすべきかを検討するところにあるものと理解している。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、警察業務の視察等が難しい状況ではあるが、委員の方々にあっては、感染拡大が落ち着き、山口南警察署から警察業務の見学、視察、広報の参加・協力の呼び掛けがあった際には、なるべく時間の都合をつけて参加いただくよう協力をお願いします。</p> <p>さて、山口南警察署管内では、8年前の2013年3月に起きた佐山強盗殺人事件が未解決であるが、その他には大きな事件や事故は起きていないと伺っている。</p> <p>本日の協議会では、初めに業務推進状況について説明していただき、その後、</p>		

高齢者の交通事故抑止に向けた今後の取組について協議することとなっている。

高齢者の交通事故抑止対策については、警察署の努力だけではなく、行政や地域社会も一緒に取り組まなければ、成果を出すことが難しい課題である。

委員の皆様にあつては、積極的な意見交換の場となるよう、御協力を改めてお願いする。

2 署長挨拶

(省略)

3 業務説明

令和3年1～3月の業務推進状況について、以下の項目に沿って説明した。

- (1) 警務課関係
 - ア 警察安全相談
- (2) 生活安全課関係
 - ア 犯罪抑止
 - イ 少年非行
- (3) 地域課関係
 - ア 110番受理状況
 - イ 地域安全活動
- (4) 刑事課関係
 - ア 刑法犯の認知・検挙状況
 - イ うそ電話詐欺の認知状況
- (5) 交通課関係
 - ア 交通事故発生状況

4 諮問事項

高齢者の交通事故抑止に向けた今後の取組

5 協議

(委員)

横断歩道を横断しようとしている人や横断している人がいる場合、止まらないといけない、止まらなければ法律違反になることを、警察署協議会に出席してより理解することができた。横断歩行者妨害の違反をした者が検挙されたり、その状況を目撃したりすることによって、その行為が違反となることを知る人が今後増えていくのではないかと考える。

「横断歩道まもロード作戦」については、しっかり取り組んでいただいている

と思うので、横断歩道を渡る歩行者の安全を確保するためにも、引き続きこの作戦を実施していただきたい。

また、自治会に協力してもらい、交通死亡事故発生の現場で講習会を開催しているとのことだが、交通死亡事故に限らず、高齢者が道路を横断するときにヒヤリハットしたという情報提供があった際は、交通事故を未然防止するためにも、そうした現場で講習会を行ってはいかがか。また、その際には、反射材に関する講習を行えば効果的ではないか。

(委員)

交通事故の発生状況をテレビや新聞等で見聞きするとき、高齢者が亡くなる交通死亡事故の発生時間帯は、早朝や深夜のケースが多い気がするが、そのような時間帯に高齢者が外出するのか疑問に思う。

(副署長)

夜のうちにごみ出しをするため外出して交通事故に遭われたり、行方不明になって家族等が捜している間に車にはねられたりする事例もある。

平成28年から令和2年までの過去5年間に発生した、夜間における高齢歩行者が被害に遭った交通死亡事故は、県内において発生した交通死亡事故全体の66%を占めることから、パトカーで走行中に反射材を着用せずに歩いている高齢者を見かけたら、警察官が反射材の配布を行うなどしている。

(委員)

徘徊している高齢者が交通事故当事者になるケースもあるとのことだが、高齢者の徘徊という個人的な問題について、広報啓発の事例として紹介することは難しいことと思うので、ドライバーに対して「早朝や夜間にも高齢者が歩いていることがある」ということを認識させることが有効ではないかと考える。

(委員)

阿知須地区は、地域によっては高齢化率が7割近くになっているところもあり、また、非常に狭い道路が多いことも踏まえれば、高齢者の交通事故抑止対策については、地道な活動を進めていくしかないのではないか。

先ほど、講堂に貼り出された交番・駐在所の広報紙を拝見させてもらったが、広報紙のレベルも年々上がってきており、高齢者にもとても見やすいと思う。

以前、サンパークあじすの駐車場で開催された反射材の効果を確認することができる講習会に参加した。夕暮れ時に集まり、徐々に暗くなっていく中、衣服の色や反射材を着けている場合と着けていない場合の比較を行うことで、歩行者がいかに危ないか理解でき、非常にありがたい講習会であった。

(委員)

横断歩道は、簡単に設置することができないのか。信号機が無くても、横断歩道が設置されているだけで、歩行者の安全面は随分違うと思う。

(署長)

単純に横断歩道だけを作ればよいというものではなく、横断歩道を設置するためには、横断する前に滞留することが可能な場所等が必要となってくる。

横断歩道の設置を希望する場所を教えてもらえれば、横断歩道を設置することができるかどうか、道路管理者に確認することができる。

(委員)

岡屋地区にあるごみステーションが非常に危ないところに設置されている。

このため、自治会では、なるべく道路を横断しない形で利用することが出来な
いか協議したが、用地の関係があるためごみステーションの移転等もできず、一
番良いのは横断歩道の新設ではなかろうかという意見が出た。

自治会が上申すれば、横断歩道を設置することはできるのか。

(副署長)

自治会の総意として、警察に対して横断歩道の設置に関する要望を申し出てもらえれば、周りの横断歩道はどこにあるのか、横断歩道の設置を要望している場所に待機場所があるのかなどを検討し、また、道路管理者と協議して設置を検討するといったプロセスとなるが、設置することができるか否か決定するまでには、概ね半年は必要となる。

また、横断歩道を設置する際は、公安委員会の規制決定が必要となってくるが、歩行者横断指導線というものがあり、これは道路管理者が横に2本線を引くものである。

歩行者横断指導線は、道路管理者と警察等が協議して設置することもあるので、歩行者横断指導線の設置を希望する場所があれば、交通課員を現場に行かせて検討したいと思う。

(委員)

横断歩道を横断しようとしている人や横断している人がいる場合、横断歩道で止まらな
いと違反になるが、歩行者横断指導線を渡ろうとする人がいるときに止まらな
いと違反になるのか。

(副署長)

歩行者横断指導線については停止義務がないため違反とはならない。マナーの問題となる。

歩行者横断指導線では、車が止まらない可能性があるので、横断の際は歩行者も気を付けていただく必要がある。

(委員)

ハイビームの利用促進について説明を受けたが、通常、前照灯は下向きにして走るものと認識していた。

多くの人も、同じように認識しているかもしれないので、ハイビームの利用促

進のためにも、免許更新時等にハイビームの正しい使用方法について説明してもらいたい。

(署長)

ハイビームの正しい使用方法について、免許更新時や当署における各種キャンペーンでも広報していきたいと思う。

また、警察本部に対しても、ハイビームの利用促進に関して意見があったということで報告させていただく。

(委員)

私も同じで、ハイビームは使ってはいけないものと認識していた。

(副署長)

令和2年3月上旬、県警察が行ったハイビームの使用に関する調査によると、前に車がいなかったり、対向車がない場合など、ハイビームを使用すべき状況下でのハイビーム使用率は28.3%しかなかった。

常にハイビームを使用するというのではなく、こまめに切り替えることが大切であり、必要に応じてハイビームを切り替えることを意識して運転することにより、運転に集中することができるので、交通事故の発生も減少させることができるものとする。

車の運転をしていると、ハイビームを使用することが適していない状況の方が多いが、ハイビームを使用することができる状況下では、1秒でも2秒でも使用すれば前方がしっかりと見えるし、交通事故の発生も減るのではないだろうか。

警察署においても、講習の中でハイビームを使用することの有用性について広報してまいりたい。

(委員)

ハイビームの使用を遠慮している人がいるが、警察はハイビームの活用を促進するキャンペーンをよく行っているように思う。

前照灯については、上向きと下向きをこまめに切り替えることが正しいと思うので、これからも広報啓発活動をお願いします。

(委員)

交通指導のため岡屋交差点に毎日立っているが、右左折する車が合図を出さなかったり、右左折の直前に合図を出したりすることが非常に多い。

山口県は、方向指示器を出さない車の割合が高いと聞いたことがあるが、実際はどうなのか。

(副署長)

確かに、方向指示器を出すタイミングが遅い車や方向指示器を出さない車がいる。本来、右左折の際に方向指示器を出すことは法律で決まっており、適切に使用しなければ法律違反となる。

方向指示器を適切に使用していない車を見掛けた際は、停めて指導しているが、なかなか浸透していないのが実情である。

(委員)

自転車は、免許制度や年齢制限等がないが、高齢者が運転する自転車がすごく危ない。左右を見ることもなく、車が避けてくれるだろうという考えなのか分からないが、たくさんの荷物を積んでフラフラと運転している。

自転車を利用する高齢者に対して講習を行っていないのか。

(副署長)

過去5年間で高齢者170人が交通事故で亡くられており、そのうちの21人が自転車の利用者である。

パトロール中にふらつき運転をしているような危険な自転車を見掛けた際は、自転車の利用者を指導するなどしている。

自転車の安全な利用方法については、小・中・高校生を対象とした講習は実施している一方で、高齢者を対象とした講習の実施はなかなか難しいところがあるものと認識しているが、歩行者や車を運転するドライバーが自転車に乗ることもあるので、高齢者を対象とした講習を実施する際は、自転車の利用についても指導していきたいと考えている。

(委員)

現在、山口県教育委員会は、地域との連携を重視しており、「開かれた学校」を全国に先駆けて行っている。

井関小学校では、昨年から「見守り隊」による活動として、児童が見守り隊の方々と一緒に歩いて登下校を行っている。

下校時には、見守り隊の方々、早くから学校に来て子供たちの下校時間まで待機しているが、せっかく地区の方々、学校に足を運んでおられるので、そのまま児童と一緒に帰るだけではなく、この機会を有効に活用できないものか校長先生とも話しているところである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まってからでも学校に連携してもらえれば、うそ電話詐欺の被害防止や自転車の安全利用等に関する講習を開催する場を設けることができると思うので、ぜひともお願いしたい。

また、何年前かに、井関小学校で反射材に関する講習会が開催されたことを覚えている。みんなで反射材について勉強することができ、やって良かったと感じている。

(署長)

見守り隊の方々、児童の下校前に学校で待機する時間はどれくらいあるのか。

(委員)

待機時間は30分から1時間である。

講習会が開催されるとすれば、これから暑くなるので、熱中症対策を十分に行いながら講習を受けてもらい、下校時間になったら見守り活動をしながらい子供と一緒に帰ってもらうという段取りが良いのではないかと思います。

(委員)

杖をついてやっとな歩けるような状態にもかかわらず、車を運転している高齢者がいる。

高齢者が保有する運転免許について、年齢の上限を設けて、一定の年齢に達したら免許更新できなくなるという動きはないのか。

(副署長)

現在の法律では、運転免許について年齢の上限を設けるようにはなっていない。

75歳以上の高齢者が特定の違反をした場合、臨時認知機能検査を受検することとなり、検査結果やその後の流れにもよるが、運転免許の取消や停止となる場合もある。

警察では、認知症の疑いがあるなど、車の運転に不安を感じる人等から相談を受けた際は、警察官がご家族と一緒に話をする中で、運転免許証の自主返納を促すことも含めて対応を行っている。

(委員)

明らかに「車の運転をして大丈夫かな。」と思う人が運転している。重大な交通事故が発生する前にどこかで歯止めをかけなければいけないと考える。

(委員)

新型コロナウイルスの変異株が感染の主流となっており、引き続き厳しい状況ではあるが、交通安全キャンペーン等は必要な活動であると思う。

できる限り、いろいろな対策を講じ、方法を工夫するなどして行っていただきたい。

安易に新型コロナウイルス感染症を理由に、キャンペーンができないというのはもったいない。我々も知恵を絞っていききたいと思う。

(署長)

今年の春の交通安全運動は、人数を絞って実施した。

今回の協議会も、何とか開催にこぎつけることができたが、どうしても行えるものに行えないものがある。

今後も少しずつではあるが、できる限り元に戻していきたいと思うので、引き続きよろしく願います。

6 配布資料

令和3年度第1回警察署協議会資料（警察署作成）

7 その他

(1) 次期会長及び副会長の決定について

古谷会長及び上野副会長の任期満了につき、次期会長を原田委員、副会長を西村委員とすることが決定した。

(2) 次回警察署協議会の開催日程

令和3年度第2回警察署協議会の日程は、別途調整する。